

## 第六十五号議案

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

## 東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

東京都小笠原住宅条例（昭和四十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（使用手続）」を付する。

第九条に見出しとして「（使用許可手続）」を付し、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第一項中「前」を「前まで」に改める。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

## 三 削除

第二十条第一項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、知事が小笠原住宅の管理上必要があると認めるとき。

第二十条の次に次の一条を加える。

## （定期使用許可）

第二十条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ東京都規則で定める期間に限つて小笠原住宅の使用を許可することができる。ただし、知事は、小笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘案し、特に必要があ

ると認めるときは、当該使用を許可した期間を延長することができる。

一一

一 小笠原住宅の除却までの間、第五条第一項から第三項までに規定する条件を具備する者に対し、仮住居として当該小笠原住宅を一時的に使用させるとき。

二 第五条第六項に規定する使用者が移転先の小笠原住宅に入居するまでの間、同条第一項から第三項までに規定する条件を具備する者に対し、仮住居として当該小笠原住宅を一時的に使用させるとき。

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）に係る小笠原住宅の規模、地区等に係る選定基準、使用者の資格の制限その他必要な事項は、知事が別に定める。

3 定期使用許可は、その更新がなく、期間の満了によつてその効力を失うものとする。

4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用者に対する説明は、東京都規則で定めるところにより行うものとする。

5 前項の説明を受けた使用予定者は、第八条に定める手続のほか、東京都規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の一年前から六月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、東京都規則で定めるところにより行うものとする。

7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該小笠原住宅を明け渡さなければならない。

8 定期使用許可をした場合においては、第十七条の二の規定は適用しない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十九条第一項第三号の改正規定並びに次項の規定は、東京都規則で定める日から施行する。

##### （経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都小笠原住宅条例第十二条第二項の規定により使用料を減額されている者については、この条例による改正後の東京都小笠原住宅条例（以下「新条例」という。）第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第二十条の二の規定は、この条例の施行の日以後に同条第一項の規定による許可を受ける者から適用する。

（提案理由）

東京都小笠原住宅の建替事業の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。